第二条　関税定率法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（入国者が輸入する携帯品等の免税） **第二条の四**　［略］ 2　［略］			（入国者が輸入する携帯品等の免税） **第二条の四**　［同上］ 2　［同上］		
本邦に入国する者	物品	数量	［同上］	［同上］	［同上］
一　船舶の乗組員（航海日数が一月未満のものに限り、退職により下船する者を除く。）	法の別表第二四類に掲げる物品	七五グラム（法の別表第二四〇二・一〇号に掲げる物品のみの場合にあつては一五本、同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品のみの場合にあつては六〇本、同表第二四〇三・九九号の二に掲げる物品のうち加熱式たばこのみの場合にあつては同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品の六〇本に相当する数量として税関長が適当と認める数量。次号から第四号までにおいて同じ。）	［同上］	［同上］	七五グラム（法の別表第二四〇二・一〇号に掲げる物品のみの場合にあつては一五本、同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品のみの場合にあつては六〇本。次号から第四号までにおいて同じ。）及びその他税関長が適当と認める数量
二　船舶の乗組員（航海日数が一月以上三月未満のものに限り、退職により下船する者を除く。）	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］
	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］
	法の別表第二四類に掲げる物品	七五グラム	［同上］	［同上］	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量
三　船舶の乗組員（航海日数が三月以上のものに限り、退職により下船する者を除く。）	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］
	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］
	法の別表第二四類に掲げる物品	七五グラム	［同上］	［同上］	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量
四　航空機の乗組員（退職により降機する者を除く。）	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］
	法の別表第二四類に掲げる物品	七五グラム	［同上］	［同上］	七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量